令和4年度公益財団法人矯正協会事業計画書

第1 基本方針

矯正に関する学術の発展と普及啓発を図るとともに、矯正行政の運営に協力し、 もって犯罪及び非行の防止に寄与し、ひいては我が国の安全安心な社会の実現に 貢献する。

第2 事業内容

1 矯正活動に関する調査研究・資料収集及び普及啓発(公益目的事業 1) 国内外の矯正活動に関する調査研究、資料収集及び普及啓発を推進するため、 次に掲げる事業を実施する。

(1) 矯正図書館

犯罪及び非行に関する専門図書館として、会員を始めとした利用者のニーズ等を踏まえつつ、矯正を中心とした刑事政策等に関する図書及び諸資料の収集、整理、保管管理並びにこれらの資料等の適切な公開やレファレンス等を行う。

特に、保存資料のデジタル化、図書カードのデータ化に加え、国立国会図書館の協同データベース等を活用したレファレンス機能の充実について重点的に取り組むとともに、利便性を一層向上させるためホームページ、検索システム及び電子図書館等のインターネットを活用した遠隔サービスも充実させる。

(2) 国際交流

ア 中国監獄工作協会との代表団派遣による相互交流

新型コロナウイルス感染症の影響を受け中国側代表団の訪日が2年続けて延期となり、本年度においても、同感染症の収束の見通しが立たないところではあるが、相互交流を継続する必要から、矯正施設の参観等及び矯正に関する共同シンポジウムの開催を予定し準備を行う。

イ 外国の同種団体との機関誌等の相互交換に加え、国際矯正・刑務所協会、 ストックホルム犯罪学賞事務局、アジア太平洋矯正局長等会議への支援及び これらの団体等からの資料収集等を行う。

(3) 出版活動

再犯再非行の防止に向けた諸施策等,最近における刑事司法の動向等を踏ま えつつ,刑事政策や矯正活動,特に処遇技術向上に資する関連著作,講演録や 論文等,矯正に関する学術振興等につながる図書等を刊行する。

また、令和5年度が少年院創立100周年となることから、記念刊行物の発刊に向けた準備を進める。

(4) 広報活動

ア 各種矯正展等を法務省と共催するとともに、当協会の各種ホームページの 運用等を通し、矯正に関する広報活動の充実に努める。

イ 矯正施設における各種記念行事等の後援等を通し、矯正広報の活動を支援

する。

(5) 研究活動

令和3年度から着手している「受刑者等の家族に関する研究」、「少年院の指導プログラムに関する研究」の成果を取りまとめるとともに、外部専門家による寄稿論文、矯正に関連する学会の動向等を盛り込み、紀要「矯正研究」(第5号)を刊行する。

また、令和5年が少年院創立100周年となることから、同年度に発刊予定の紀要第6号で特集を組み関連論文を掲載することとし、令和4年度において、少年院運営等の変遷に関する歴史的研究等に重点的に取り組む。

2 矯正活動に対する支援助成(公益目的事業2)

矯正活動に対する支援助成を通じて矯正行政の運営に協力するため、次に掲げる事業を実施する。

(1) 矯正活動に対する支援

ア 矯正施設の被収容者に対する支援

被収容者に対する矯正教育用の器材・図書その他の備品等の整備に向けた援助,運動会・競技会・慰問等各種行事の実施に要する費用の援助,受刑者能力・学力測定検査技術及び同用紙の提供,被収容者居室用カレンダーの提供(前期,後期計約121,000部)等を行う。

イ 矯正施設に対する支援

矯正活動の功績者に対する表彰,保安無事故表彰,作業表彰等各種表彰の ための援助,周年等記念誌,所内誌,施設のしおり等の発行等のための援助, 矯正施設所在地域との良好な関係を維持発展させるための援助等を行う。

なお、矯正施設等における新型コロナウイルス感染症対策に関連した事項 については、重点的な支援を行う。

ウ 矯正職員に対する支援

(ア)「刑政」誌を発行(月刊約25,000部)する。刑事政策・矯正行政の動向や矯正職員のニーズ等を十分踏まえた編集内容とするため、編集顧問会議(年1回を予定)及び編集会議(年6回を予定)を開催するとともに、モニターも委嘱する。

また、記録的資料としての観点をも踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症に対する矯正施設の対応状況等に係る特別記事を引き続き掲載する。

(イ) その他次の支援を行う。

- a 矯正職員の執務能力向上を目指した実務参考書や研修教材等の出版・ 提供
- b 初等科・基礎科研修開始時における研修教材の贈呈
- c 矯正職員の海外研修・海外留学等のための援助
- d 武道奨励等及び日韓武道・セミナー交流のための援助
- e 矯正職員の各種競技大会開催のための援助

- f 刑事政策意見交換会の開催
- g 認知行動療法に関する矯正技法講習会(リモート方式7回,集合対面 方式1回の計8回を予定)の開催等
- エ 刑務所作業提供事業の実施

国が策定する令和4年度作業計画書に計上された事業部作業就業人員約5,000名の作業量を確保するため、必要な原材料を提供するとともに、事業部作業製品の販売、国に対する国庫納入金の支払いなど、刑務作業の安定的運営に協力する。

国の令和4年度作業計画は、新型コロナウイルス感染症禍における景気動向を踏まえた上で、令和3年度事業部売上実績を下回らないこととされており、矯正展等の開催計画策定に当たって、年度当初から開催することを想定した計画となっていることから、同計画に沿った刑務作業運営への支援を行う。

また、平成30年12月に策定された「事業部作業中・長期計画」(法務省 矯成第3316号矯正局長通知)に基づき、引き続き生産販売体制、組織体 制等の強化に取り組むこととしている。

- (2) 矯正関連団体等に対する助成
 - ア 助成(応募型)

公募に応じて申請のあった犯罪被害者支援団体への資金助成を行う。

イ 助成(その他)

矯正に関わる各種学会や団体等に対する資金助成を行う。

3 会員福祉

本会の会員の福祉のため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 本会の会員である矯正職員等に対する事業
 - ア 永年勤続職員の表彰(10年,20年,30年)
 - イ 退職慰労金, 負傷及び罹病見舞金, 罹災見舞金, 弔慰金の贈呈
 - ウ 会員及びその親族の難病罹病者見舞金の贈呈
 - エ 「安原基金」による国外調査研究経費の助成
 - オ 「前田基金」による資格取得・教養向上資金の貸与
 - カ 会員手帳等の贈呈
 - キ 結婚祝い品の贈呈
 - ク 新規入会者への入会祝品の贈呈
 - ケ 高等科,中等科・応用科,中級管理科研修員への図書カードの贈呈
- (2) 会員である退職者に対する事業
 - ア 叙勲受章者への記念品贈呈
 - イ 元矯正職員会報紙の発行・提供
 - ウ 長期会員への記念品の贈呈
 - エ 会員手帳等の贈呈

4 保険料集金事務受託事業(収益事業)

現職矯正職員及び矯正職員退職者を対象とした損害保険会社の団体扱い自動車保険等の集金事務を実施する。